

(2) 砂防関係法令の違反等行為 への対応について

三重県 県土整備部

砂防指定地等における太陽光発電施設設置等への対応

- 地球温暖化により災害が頻発化・激甚化する中で、開発による土石流リスク対策と再生エネルギー施設開発の両立を図る必要。県内でも法令違反事案が確認されており、今後増加が見込まれる施設開発への行政指導等を強化。

地球温暖化
頻発化・激甚化する災害

静岡県熱海市内
土石流災害

カーボンニュートラル
再生エネルギーの推進

三重県での違反事例

- ① 民家周辺で無許可で掘削・盛土を実施
(三重県砂防指定地等管理条例違反)
 - ② 山間地で無認可で掘削
(三重県土採取規制条例違反)
- ※①、②ともに太陽光発電施設設置を目的とした行為

①



②

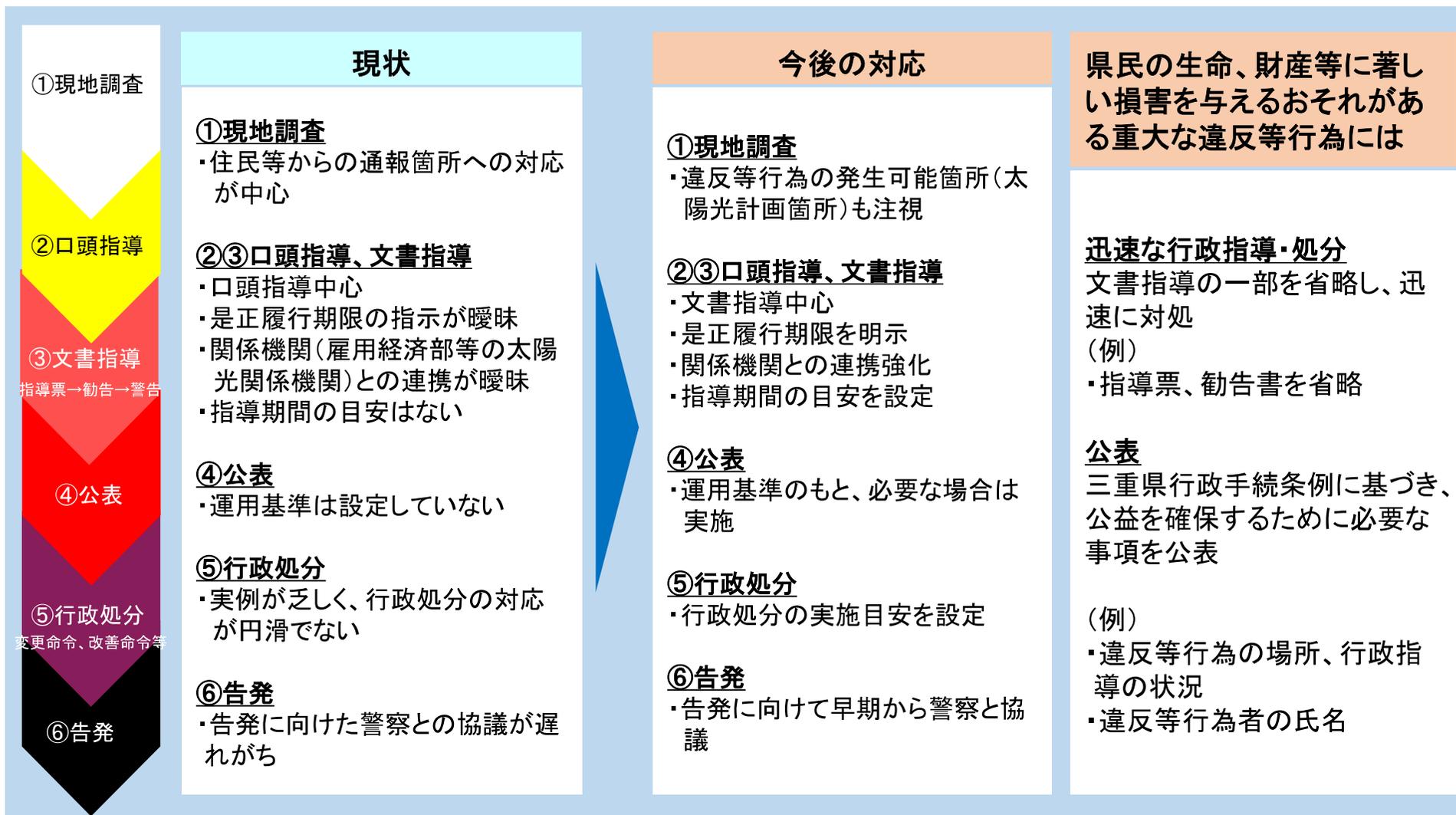


砂防関係法令の違反等行為への行政指導・処分を強化

三重県砂防指定地等管理条例・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・採石法・砂利採取法・三重県土採取規制条例
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

砂防関係法令の違反等行為への行政指導・処分の強化(案)

5



「砂防関係法令に関する行政指導要綱及び要領」を策定(令和3年度内予定)

(参考)砂防指定地での行為に関する許可

1. 砂防指定地とは

- 国土交通大臣が指定
- 土砂の流出等によりもたらされる水害を防止するため、一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地

砂防法

2. 許可を要する行為

- 三重県知事が許可
- 土地の形状変更(掘削、盛土等)
※2m以上の盛土・切土等
- 樹根の採取
※地表から深さ2m以上 等

三重県砂防指定地等管理条例

3. 許可の基準

以下に該当しない場合は許可しなければならない

- 土砂の流出等により被害が生じるおそれがあるもの
- 土砂の流出等によりもたらされる水害の防止に支障を及ぼすおそれがあるもの 等

三重県砂防指定地等管理条例

4. 技術的な基準

- 原則、盛土は
高さ15mまで
のり面勾配は30° 以下
- 切土の
のり面勾配は土質により決定 等

三重県砂防指定地等管理条例等に基づく開発審査の技術的基準